

# Q ないのか介護利用制限

# A 利用者の状況にて判断



▲いきいきクラブ（柳沢）の様子

**Q1** 家族が同居していることを理由に、自宅にヘルパーが訪問して家事を手伝う生活援助の利用を制限している市町村が相次いでいるが、これは、家族の負担を軽減するという介護保険制度本来の趣旨に反します。本村にこうした制限はないか。

**A1** 同居家族等の有無のみを判断基準にせず、個々の利用者の状況に応じて適切に判断するよう厚生労働省より指導を受けております。本村では、介護サービスの調整を担う「地域包括支援センター」を立ち上げて介護予防マネジメントの公平性・中立性を図っており、利用の制限はしておりません。



佐々木 剛 議員（新志会）

## 特定健康診査の対策は

**Q2** 20年度から、現在の基本健康診査が、生活習慣病の予防を重視した特定健康診査に変わるが、国は5年後の受診率を65%と高い目標を設定している。達成に向けての取り組み状況は。

**A2** 非常に高いハードルですが、保健推進会議や健康教室等で周知を図っております。また、より正確な健診対象者の把握にむけて年齢対象者全員へのアンケート調査と受診勧奨に関するパンフレットの配布と広報での周知に努めております。

## Q3

①「小一プロブレム」・「中一ギャップ」対策として、幼稚園・小学校・中学校間の連携が必要と思われるが実情はどうか。  
また、いじめが原因の不登校の実態は。  
②県立総合教育センターが小中学校間の引き継ぎを効果的に行うシステムを考案し、大きな成果を挙げている。  
本村でも活用してはどうか。

## A3

①先生を対象に会議・研究会・情報交換会を行うとともに、子どもや保護者には授業参観・学校見学・子ども達の交流など、すべての校園で連携を図っております。また、不登校は小学校6名、中学校49名ですが、いじめが原因と思われるのが1件あります。  
②システムの活用については、情報を得て参考にさせて頂きま

## Q 畜産農家の支援対策を

## A 村営牧野使用料を軽減



桜井 博義 議員



▲相の沢牧野に放牧

### Q1

①畜産農家は飼料・資材等の高騰で危機的状態になっている。制度資金、補助事業など活用できる体制と、村営牧野の使用料の引き下げの考えは。

②品目横断経営安定対策は所得向上につながったのか。米価下落に生産調整を守らないことが理由にされていますがどうか。

③農業用施設用地は造成費を足して農地並みに評価すべきでは。また、堆肥舎は家屋ではなく償却資産と見なすべきと考えますがどうか。

### A1

①農家から依頼等があれば必要な処置、支援を行います。牧野使用料については20年度に限り3割軽減します。

②加入申請者は40人の個別経営体と1法人で、米・麦・大豆併せた交付金は1,858万で所得向上につながっています。本村では過剰作付けはありませんが、国は市町村にはペナルティを検討しているので農家には協力して頂きたいと思えます。

③固定資産評価基準に耕作が行わ

### 生保以下は国保税の軽減を

れていない場合は宅地として評価するとしている。堆肥舎は所管する各省でも償却資産を想定していましたが、法律の趣旨が周知されず、施行実態から家屋となります。しかし、外壁等の指導処置で償却資産に認定していません。

### Q2

①生活保護を受けられず、収入が基準以下の世帯に軽減措置を図っては。

②4月から前期高齢者の特別徴収の法定減免、申請減免は、どう反映させるのか。

③生活習慣病予防を踏まえた特定健診のあり方は。

### A2

①生活保護基準を減免の基準とすることは公平負担の観点からなじみません。

②20年度はシステムの入れ替え等で普通徴収になります。

③対象者の掌握はこれまでと違って明確になる。したがって働きかけが可能となり、受診率向上に結びつくと考えます。